

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

建設水道課上下水道係より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新制が導入されました

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※桑折町水道事業では、円滑な事務手続きのため更新手続きの期間を指定番号ごとに振り分けさせていただきます。

桑折町指定給水装置工事事業者指定番号	指定の有効期限
1 から 4 5	令和 7 年 9 月 30 日
4 7 から 7 1、1 2 2	令和 8 年 9 月 30 日
7 3 から 8 5、1 2 3 から 1 2 5	令和 9 年 9 月 30 日
8 7 から 1 0 2、1 2 6	令和 1 0 年 9 月 30 日
1 0 3 から 1 2 1、1 2 7	令和 1 1 年 9 月 30 日

更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛には、別途通知にてお知らせいたします。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（技術者証又は免状、本人顔写真等）
《厚生労働省令第18条に準拠》

◎その他桑折町が別途確認する事項

- ・右の◎のとおり

○指定更新手数料

- ・1件につき、10,000 円（非課税）

《桑折町の規定》

●更新の要件は新規規定と同様となります

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

◎指定を更新する際に、桑折町が別途確認する3項目

- i.業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ii.給水装置工事主任技術者等の研修受講
- iii.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ 桑折町役場 建設水道課上下水道係 TEL024-582-1100